

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年3月4日（平成31年（行個）諮問第32号）

答申日：令和2年7月20日（令和2年度（行個）答申第51号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、平成30年特定月頃に特定労働基準監督署に対して賃金不払いについて申告した特定事業場AないしCの処理に関する書類のすべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月22日付け長崎労個開第45号により長崎労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

特定事業場AないしCに対する私の賃金支払請求権を行使するためには、これら三社間の関係性を明らかにする必要があるため、不開示部分の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年11月13日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年12月3日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに

開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当である
と考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人から特定労働
基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に対して
行われた、特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）
等の違反がある旨の情報提供による監督指導に係る関係書類であり、具
体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4の各文書である。

(2) 保有個人情報該当性について

文書3④は、是正勧告書（控）のうち監督署が用いる「是正確認」欄
であり、開示請求者個人を識別することができる情報が含まれていない
ことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(3) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反があ
る場合においては、労働基準監督官（以下「監督官」という。）に申
告することができる。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業
場に対し、臨検監督等の方法により労働基準法等関係法令違反の有無
を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導している。
申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載され
た文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結
年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の
事業の名称、同所在地、同事業の種類、同事業の代表者、申告者の氏
名、同住所、同事業場内の地位、申告事項、申告の経緯、申告事項の
違反の有無、倒産による賃金未払の場合の認定申請期限、違反条文、
移送の場合の受理監督署及び処理監督署、処理経過直接連絡の諾否、
付表添付の有無、労働組合の有無、労働者数及び申告の内容等が記載
されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、処理年月日、処理方法、
処理経過、措置、担当者印、副署長・主任（課長）印及び署長判決が
記載されている。

(ア) 文書1①及び②

当該部分には、監督官が面接した人物、当該事案についての被申
告事業場の見解、監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、
担当者の意見、処理方針等が記載されている。

これらの情報が開示されれば、申告処理における調査の手法が明

らかになり、監督官の行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務という性格を持つ監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②

当該部分は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。これらの情報を開示すると、当該事業場の事情が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、これらの情報は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報であって、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれている。これらは、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。これらの情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書（文書2）

監督復命書は、監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。監督復命書には、一般的に、同名の標題が付され、完結区分、監督種別、整理番号、事業場キー、監督年月日、労働保険番号、業種、労働者数、家内労働委託業務、監督重点対象区分、特別監督対象区分、事業の名称、事業場の名称、事業場の所在地、代表者職氏名、店社、労働組合、監督官氏名印、週所定労働時間、最も賃金の低い者の額、署長判決、副署長決裁、主任（課長）決裁、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項等、是正期日（命令の期日を含む）、確認までの間、備考1及び2、面接者職氏名、別添等が記載されている。

(ア) 文書2①のうち「参考事項・意見」欄

当該部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示され

れば、労働基準監督機関の意思決定の経過等が明らかになるため、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2①のその余の部分

当該部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。これらの記載が開示されれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報であって、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれている。これらは、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されれば、当該事業場を始めとする事業場と監督署との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、また、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（文書3）

(ア) 文書3①

当該部分には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されれば、事業場の内部事情が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、これらの情報は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報であって、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれて

いる。これらは、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、当該部分には、監督官による申告処理の過程において監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、法違反の発見ができなくなるなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書3②

当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。あわせて、署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 特定事業場から監督署へ提出された文書（文書4）

文書4①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これらの情報が開示されれば、事業場の内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、これらの情報は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報は、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報である。これらの情報が開示されれば、当該事業場を始めとする事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条3号口、5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

このほか、文書4①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのい

れにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、文書1③、2②、3③及び4②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、法12条1項に基づく開示請求に対しては、上記(3)で述べたとおり、保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分における不開示部分のうち上記3(4)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年3月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月14日 審議
- ④ 令和2年5月28日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年7月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

通番6は、是正勧告書（控）の「是正確認」欄である。当該部分について、処分庁は、原処分において、審査請求人を本人とする「保有個人情報が記載されていない」として不開示とし、諮問庁もこれを是とする。

そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、当該部分は、是正確認のための押印欄及び確認方式欄から構成され、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番1

当該部分は、申告処理台帳の「完結区分」欄の記載であるが、原処分において開示されている情報から容易に推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

(ア) 別表の5欄の(1)に掲げる部分

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載の一部である。このうち、個人の職氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分には、被申告事業場となるべき事業場がどれかが分かる情報など原処分において開示されている情報と同様の内容か、又は臨検日についての担当官と事業場側との日程調整に関する記述

等が記載されているにすぎない。

このため、当該部分を開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表の5欄の(2)に掲げる部分

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載の一部である。このうち、個人の職名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、特定事業場が審査請求人に渡したと主張する資料の事業場側における保有状況の説明、審査請求人が過去に勤務していた事業場の現状に関する説明、賃金未払に関しての一般的な指導内容、労働基準関係法令の規定から推認できる内容及び家賃請求の扱いに関する一般的な記述にすぎず、また、原処分において開示されている情報であるか又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3

(ア) 別表の5欄の(1)に掲げる部分

当該部分は、監督復命書の「労働者数」欄の記載であるが、申告者である審査請求人が勤務していた特定事業場の労働者数であり、その事業規模から容易に推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表の5欄の(2)に掲げる部分

当該部分は、監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の記載であるが、賃金未払事案の内容等を勘案した監督署の今後の取扱方針に関する記述であり、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番4

当該部分は、是正勧告書(控)の「違反事項」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から容易に推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ウ(ア)と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の5欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番2

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄に記載されている特定事業場からの聴取内容等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3

(ア) 「最も賃金の低い者の額」欄及び「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄

当該部分には、特定事業場の内部管理に関する情報及び特定事業場の法令違反に対する指導の内容が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その他の部分

当該部分は、監督復命書の「参考事項・意見」欄の記載の一部であるが、監督署の調査手法・内容に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番4

当該部分は、是正勧告書（控）の「違反事項」欄の記載の一部及び「是正期日」欄であり、特定事業場の法令違反に対する指摘及び指導の内容が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番5

当該部分は、是正勧告書（控）の「受領者職氏名」欄に記載された、当該文書の正本の受領者の署名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるものに該当する。

個人の署名については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該情報は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番7

当該部分は、特定事業場から監督署に提出された文書であり、当該事業場の内部情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、これを開示すると、特定事業場を始めとする各事業者が労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した保有個人情報の名称として、本件開示請求の記載内容と同一の文言を本件開示決定通知書に記載して原処分を行っているが、本来、特段の支障がない限り、保有個人情報が記録されている文書の名称を具体的に記載すること等により、特定した保有個人情報をより具体的に明示すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 頁 数	4 不開示を維持する部分		5 4 欄のうち 開示すべき部分	
			通 番	原処分における不開示部分		法 1 4 条 各 号 該 当 性 等
文 書 1	申 告 及 び 申 告 台 帳 統 紙	1 な い し 1 0	1	① 1 頁の「完結区分」欄	5 号及 び 7 号 イ	全て
			2	② 3 頁の「処理経過」欄 1 行 目, 5 行目ないし 1 2 行目, 2 3 行目 4 文字目ないし 1 4 文字 目, 2 7 行目 3 3 文字目ないし 2 8 行目 2 4 文字目, 3 0 行目 1 3 文字目ないし最終文字, 4 頁の「処理経過」欄 6 行目ない し 1 0 行目, 1 2 行目 3 4 文字 目ないし 1 3 行目, 1 7 行目 3 3 文字目ないし 2 0 行目, 5 頁 の「処理経過」欄 1 0 行目 4 文 字目ないし 1 1 行目 8 文字目, 7 頁の「処理経過」欄 1 行目, 5 行目, 9 行目 9 文字目ないし 1 0 行目, 1 5 行目, 2 9 行目 及び 3 0 行目, 8 頁の「処理経 過」欄 7 行目ないし 1 1 行目, 1 3 行目 9 文字目ないし 3 1 文 字目, 1 9 行目ないし 2 5 行 目, 9 頁の「処理経過」欄 1 行 目, 5 行目ないし 1 7 行目	2 号, 3 号イ 及 び 口, 5 号及び に 7 号 イ	(1) 3 頁の 「処理経過」欄 1 行目, 5 行目 ないし 7 行目 1 0 文字目, 7 行 目 2 4 文字目な いし 1 0 行目 2 9 文字目, 1 0 行目 3 7 文字目 ないし 1 2 行 目, 7 頁の「処 理経過」欄 5 行 目 (2) 3 頁の 「処理経過」欄 2 3 行目, 2 7 行目及び 2 8 行 目, 4 頁の「処 理経過」欄 6 行 目ないし 8 行目 1 5 文字目, 1 2 行目及び 1 3 行目, 7 頁の 「処理経過」欄 2 9 行目及び 3 0 行目, 8 頁の 「処理経過」欄 1 3 行目
			—	③ 3 頁の「処理経過」欄 1 3 行目ないし 2 3 行目 3 文字目, 2 3 行目 1 5 文字目ないし 2 7 行目 3 2 文字目, 2 8 行目 2 5 文字目ないし 3 0 行目 1 2 文字 目, 3 1 行目, 3 2 行目, 3 頁 の「処理経過」欄 1 行目ないし	新たに 開示	—

				5行目, 11行目ないし12行目 33文字目, 14行目ないし17行目 32文字目, 21行目, 22行目, 5頁の「処理経過」欄 9行目ないし10行目3文字目, 11行目9文字目ないし15行目, 7頁の「処理経過」欄9行目1文字目ないし8文字目, 11行目ないし14行目, 8頁の「処理経過」欄 13行目1文字目ないし8文字目, 13行目 32文字目ないし17行目, 各ページ不 開示部分の空欄部分		
文書 2	監督復 命書	16 ない し17	3	① 16頁の「署長判決」欄, 「労働者数」欄右1枠目, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄1枠目, 「参考事項・意見」欄4行目29文字目ないし5行目, 17頁の「参考事項・意見」欄2行目	3号イ 及び 口, 5 号並び に7号 イ	(1) 16頁の「労働者数」欄 (2) 16頁の「署長判決」欄, 17頁の「参考事項・意見」欄2行目
			—	② 16頁の「完結区分」欄, 「労働者数」欄左枠及び右2枠目及び3枠目, 「週所定労働時間数」表頭及び欄, 「最も賃金の低い者の額」表頭, 「参考事項・意見」欄4行目1文字目ないし28文字目, 「No.」欄, 「違反法条項・指導事項・違反態様」欄, 「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄, 「確認までの間」欄, 「備考1」欄, 「備考2」欄の2枠目以降, 「面接者職氏名」欄, 17頁の「参考事項・意見」欄1行目	新たに 開示	—
文書 3	担当官 が作成 した文 書	18	4	① 18頁の「違反事項」欄1行目1文字目ないし3文字目, 1行目8文字目ないし4行目, 「是正期日」欄1行目	3号イ 及び 口, 5 号並び に7号 イ	18頁の「違反事項」欄1行目1文字目ないし3文字目及び1行目8文字目ないし11文字目, 2行目20

						文字目ないし 4 行目
			5	② 18頁の「受領者職氏名」 欄	2号及 び5号	—
			—	③ 18頁の「違反事項」欄5 行目, 「是正期日」欄2行目な いし5行目	新たに 開示	—
			6	④ 「是正確認」欄	保有個 人情報 非該当	—
文 書 4	特定事 業場か ら労働 基準監 督署へ 提出さ れた文 書	11 ないし 15及 び19 ないし 21	7	① 11頁ないし13頁, 19 頁ないし21頁	2号, 3号イ 及び ロ, 5 号並び に7号 イ	—
			—	② 14頁及び15頁	新たに 開示	—